

## 福岡県宿泊税条例施行規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、福岡県宿泊税条例（令和元年福岡県条例第二十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (特別徴収義務者の指定の通知)

第二条 知事は、条例第六条第二項の規定により宿泊税の特別徴収義務者（以下単に「特別徴収義務者」という。）を指定したときは、宿泊税特別徴収義務者指定通知書（第一号様式）により、当該特別徴収義務者に通知するものとする。

### (経営申告書等の様式)

第三条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 条例第七条第一項の申告書 経営申告書（第二号様式）
- 二 条例第七条第三項の規定による届出に係る書類 申告事項変更届出書（第三号様式）
- 三 条例第七条第四項から第六項までの規定による届出に係る書類 経営休止・再開・廃止届出書（第四号様式）

### (納入申告書の様式等)

第四条 条例第八条第一項の納入申告書の様式は、宿泊税納入申告書（第五号様式）とする。

2 前項の申告書は、宿泊施設（条例第二条に規定する宿泊施設をいう。以下同じ。）ごとに提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

### (申告期限の特例の要件等)

第五条 条例第八条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次項の申請書を提出した日の属する月（以下「申請月」という。）の前十二月間（以下「要件適用期間」という。）における宿泊税の納入すべき金額の宿泊施設ごとの合計額が二百四十万円以下であること。

二 条例第八条第三項の規定による承認の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から一年を経過していること。

三 要件適用期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

四 要件適用期間において、特別徴収義務者が県税に係る徴収金を滞納していないこと。

五 申請月の十二月前の月の初日までに、宿泊施設の経営を開始し、かつ、経営申告書を提出していること。

六 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

2 条例第八条第二項の規定の適用を受けようとする者は、宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認申請書（第六号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請に対する処分を決定したときは、宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認（不承認）通知書（第七号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

4 知事は、条例第八条第三項の規定による承認の取消しをしたとき

は、宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認取消通知書（第八号様式）により、特別徴収義務者に通知するものとする。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請の様式）

第六条 条例第九条第二項の申請書の様式は、宿泊税の徴収不能額等の還付 申請書（第九号様式）とする。  
の 納入義務の免除

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の通知等）

第七条 知事は、条例第九条第一項の申請に対する処分を決定したときは、宿泊税徴収不能額等の還付（納入義務免除）承認（不承認）通知書（第十号様式）により通知するものとする。

2 条例第九条第三項の規定により、未納に係る徴収金に還付すべき額を充当する場合は、福岡県税条例施行規則（昭和三十年福岡県規則第十八号。以下「県税規則」という。）第三十八号様式による過誤納金等還付・充当通知書により特別徴収義務者に通知するものとする。

（更正及び決定の通知等）

第八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三十三条の十六第四項による通知は、宿泊税に係る更正・決定及び加算金決定通知書及び納額告知書（第十一号様式）によるものとする。

（賦課徴収）

第九条 宿泊税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、県税規則の定めるところによる。

2 この規則に定める様式のほか、知事は、宿泊税の賦課徴収に関する書類等の様式について、県税規則に定める様式に必要な調整を加

えた様式によることができる。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 令和二年七月一日から令和三年三月三十一日までの間における第五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「十二月間（以下「要件適用期間」という。）」とあるのは「三月間」と、「二百四十万円」とあるのは「六十万円」と、同項第三号及び第四号中「要件適用期間」とあるのは「申請月の前十二月間」と、同項第五号中「宿泊施設」とあるのは「宿泊施設」と、「経営申告書」とあるのは「令和二年四月一日までに経営申告書」とする。

### (福岡県税条例施行規則の一部改正)

第三条 福岡県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第三十四号様式その五中「~~旅館業法~~」を「~~旅館業法~~及び~~遊技場法~~」に改める。

### (令和二年四月の宿泊に係る宿泊税の特例)

第四条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和二年六月三十日までの間における条例第八条第二項の規則で定める要件は、第五条第一項の規定にかかわらず、同年四月三十日までに宿泊施設の経営を開始し、かつ、経営申告書を提出していることとする。

2 令和二年六月三十日までに経営申告書の提出があった場合については、その提出の日（当該日が施行日前の場合は令和二年四月一日

）に第五条第二項に掲げる申請書の提出があつたものとみなす。ただし、当該申告に係る宿泊施設の経営を開始した日が令和二年五月一日以後である場合は、この限りでない。

3 知事は、前項前段の規定の適用がある場合において、第一項に規定する要件に該当するものと認めるときは、その申請を承認するものとする。この場合において、当該承認は、第一項に掲げる期間に限り、その効力を有する。

宿泊税特別徴収義務者指定通知書

第 号  
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称  
並びに代表者名

殿

福岡県

県税事務所長



下記のとおり、福岡県宿泊税条例第 6 条第 2 項の規定により指定しましたので、通知します。

教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- また、上記 1 の審査請求をした場合には、上記 2 にかかわらず、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求及び上記 2 の処分の取消しの訴えの提起をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、上記 3 の処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

特別徴収義務者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
施設	名称 又は届出番号	
	所在地	
備考（理由等）		

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div> 年 月 日  福岡県 県税事務所長 殿	申	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)						
	請	氏名又は名称 並びに代表者名及び印	(印)					
	者	住所又は所在地						
		応答部署名 及び担当者氏名	( 局 番)					
<b>経 営 申 告 書</b>								
福岡県宿泊税条例第7条第1項の規定による申告書を下記のとおり提出します。								
営 宿 業 泊 施 設 可 設 等 の	住所又は所在地	電話 — —						
	フリガナ 氏名又は名称 (法人にあっては代表者氏名)							
	種 別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル		<input type="checkbox"/> 簡易宿所		<input type="checkbox"/> 特区民泊		<input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業
	旅館業又は認定事業 における許可等番号							
	許可等名義人との関係							
施  設	所 在 地	電話 — —						
	フリガナ 名 称 又は届出番号							
	概 要	床面積 m <sup>2</sup>	地上 地下	階 階	客室数 室	収容人員 名		
	経営開始(予定)年月日							
	住宅宿泊事業 における管理業者	住 所	電話 — —					
		氏名又は名称						
共 同 事 業 者	共同事業者の有無	有 ・ 無						
	住所又は所在地	電話 — —						
	フリガナ 氏名又は名称 (法人にあっては代表者氏名)							
送 書 付 類 先 の	住所又は所在地	電話 — —						
	フリガナ 氏名又は名称 (法人にあっては代表者氏名)							
※ 処 理 事 項	通 知 年 月 日	施 設 番 号				備 考		
	年 月 日							

- 注 1 ※印の欄は、記入する必要はありません。
- 2 複数の施設を有する場合は、施設ごとに申告書を提出してください。
- 3 旅館業に係る営業許可証、認定事業に係る認定書又は住宅宿泊事業に係る届出番号を確認できる書類の写しを添付してください。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 24px;">受付印</span> </div>  年 月 日  福岡県 県税事務所長 殿	特 別 徴 収 義 務 者	個人番号又は法人番号 （右詰で記載）	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										
		氏名又は名称 並びに代表者名及び印	<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 12px;">印</span> </div>										
		住所又は所在地											
	応答部署名 及び担当者氏名	( 局 番 )											
	施 設	名 又は 届出 番号											
所 在 地													
施 設 番 号													
<h3 style="margin: 0;">申告事項変更届出書</h3>													
福岡県宿泊税条例第7条第3項の規定により、申告事項の変更を下記のとおり届け出ます。													
登 録 事 項	変 更 前		変 更 後										
変 更 年 月 日		年 月 日											
届 出 理 由		<input type="checkbox"/> 宿泊施設営業の許可等に関する変更 <input type="checkbox"/> 上記以外による変更 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 50px; margin-top: 10px;"></div>											

注 変更内容が確認できる書類を添付してください。



<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>福岡県 県税事務所長 殿</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">特別徴収義務者</p>	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										
		氏名又は名称 並びに代表者名及び印											
	住所又は所在地												
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施設</p>	応答部署名 及び担当者氏名	( 局 番 )										
		名称 又は届出番号											
		所在地											
		施設番号											
<p>経営休止・再開・廃止届出書</p>													
<p>福岡県宿泊税条例 第7条第4項 第7条第5項 第7条第6項 の規定により、下記のとおり 休止 再開 廃止 を届け出ます。</p>													
休 止 年 月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで												
再 開 年 月 日	年 月 日												
廃 止 年 月 日	年 月 日												
休 止 又 は 廃 止 の 理 由													

# 宿 泊 税 納 入 申 告 書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 12px;">受付印</span> </div>  <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>年 月 日</span> <span>福岡県 県税事務所長 殿</span> </div>	特 別	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	
	徴 収	氏名又は名称 並びに代表者名及び印	(印)
	義 務 者	住所又は所在地	
		応答部署名 及び担当者名	( 局 番 )
	施 設	フリガナ 名称 又は届出番号	
		所在地	電話 - -
		施設番号	

年月分	区 分	宿泊数 (泊)	税 率	税額 (円)
	課 税 対 象			200円
	課 税 対 象 外			

年月分	区 分	宿泊数 (泊)	税 率	税額 (円)
	課 税 対 象			200円
	課 税 対 象 外			

年月分	区 分	宿泊数 (泊)	税 率	税額 (円)
	課 税 対 象			200円
	課 税 対 象 外			

申 告 期 限	年 月 日
---------	-------

- 注 1 この申告書は、宿泊税を課す市町村の区域外の宿泊施設に係る宿泊税の申告に使用してください。
- 2 ※印の欄は、記入する必要はありません。
- 3 課税対象及び課税免除の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類を添付してください。
- 4 申告書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

# 宿 泊 税 納 入 申 告 書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 12px;">受付印</span> </div>  <div style="text-align: center;">             年 月 日               福岡県              県税事務所長 殿           </div>	特別	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										
	徴収	氏名又は名称 並びに代表者名及び印	(印)										
	義務者	住所又は所在地											
		応答部署名 及び担当者名	( 局 番 )										
	施設	フリガナ 名称 又は届出番号											
		所在地	電話 - -										
	施設番号												

	区 分	宿泊数 (泊)	税 率	税額 (円)
年 月分	課 税 対 象	100円		
	課 税 対 象 外			

	区 分	宿泊数 (泊)	税 率	税額 (円)
年 月分	課 税 対 象	100円		
	課 税 対 象 外			

	区 分	宿泊数 (泊)	税 率	税額 (円)
年 月分	課 税 対 象	100円		
	課 税 対 象 外			

申 告 期 限	年 月 日
---------	-------

- 注 1 この申告書は、宿泊税を課す市町村の区域内の宿泊施設に係る宿泊税の申告に使用してください。
- 2 ※印の欄は、記入する必要はありません。
- 3 課税対象及び課税免除の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類を添付してください。
- 4 申告書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。



年 月 日  福岡県 県税事務所長 殿	特 別 徴 収 義 務 者	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)												
		氏名又は名称 並びに代表者名及び印	(印)											
		住所又は所在地												
		応答部署名 及び担当者氏名	( 局 番)											
	施 設	名 称												
		所 在 地												
施 設 番 号														
宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認申請書														
福岡県宿泊税条例第8条第2項の規定により、納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用を受けたいので、下記のとおり申請します。														
経営開始年月日	年 月 日	経営申告書提出日	年 月 日											
福岡県宿泊税条例第8条 第3項の規定による承認 の取消し	有 ・ 無	取 消 年 月 日	年 月 日											
申請日の属する月の前12 か月間の宿泊税の納入す べき金額の合計額													円	
宿泊税に係る過少申告加 算金額、不申告加算金額 又は重加算金額の決定	有 ・ 無	決 定 年 月 日	年 月 日											
県税に係る徴収金の滞納	有 ・ 無													

宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認（不承認）通知書		
		第 号 年 月 日
特別徴収義務者  住所又は所在地  氏名又は名称 並びに代表者名		
殿  福岡県		県税事務所長
<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 60px; margin: 0 auto;"></div>		
<p style="text-align: center;">                         年 月 日付けで申請のあった納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の認定について、下記のとおり決定したので、福岡県宿泊税条例施行規則第5条第3項の規定により通知します。                     </p>		
記		
<input type="checkbox"/> 特例の適用者として承認する（ 年 月分に係る申告から適用）		
<input type="checkbox"/> 特例の適用者として承認をしない		
施設	名 称	
設	所 在 地	
施	施 設 番 号	
摘 要		

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 また、上記1の審査請求をした場合には、上記2にかかわらず、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求及び上記2の処分の取消しの訴えの提起をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、上記3の処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認取消通知書							
	第 号 年 月 日						
特別徴収義務者  住所又は所在地  氏名又は名称 並びに代表者名							
殿  福岡県	県税事務所長						
年 月 日付けで申請のあった納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者として承認していましたが、下記の理由により取り消したので、通知します。							
施設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設番号</td> <td></td> </tr> </table>	名称		所在地		施設番号	
名称							
所在地							
施設番号							
適用年月	年 月分に係る申告まで特例を適用						
取消理由及び該当条項							

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 また、上記1の審査請求をした場合には、上記2にかかわらず、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求及び上記2の処分の取消しの訴えの提起をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、上記3の処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>福岡県 県税事務所長 殿</p>	特別徴収義務者	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																													
		氏名又は名称 並びに代表者名及び印	(印)																													
	住所又は所在地																															
	施設	応答部署名 及び担当者氏名	( 局 番)																													
		名称 又は届出番号																														
		所在地																														
	施設番号																															
<p>還 付 宿泊税の徴収不能額等の 納入義務の免除 申請書</p>																																
<p>福岡県宿泊税条例第9条第1項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。</p>																																
課税標準となる宿泊数		税率200円	泊																													
		税率100円	泊																													
納入すべき税額		円																														
還付又は納入義務の免除を受けようとする宿泊数		税率200円	泊																													
		税率100円	泊																													
還付又は納入義務の免除を受けようとする額の総額		円																														
区 分	年 月分	年 月分	年 月分																													
還付又は納入義務の免除の別	還付・納入義務免除	還付・納入義務免除	還付・納入義務免除																													
納入すべき税額 (ア)		円	円	円																												
(ア)のうち既に納入した税額		円	円	円																												
納 入 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日																													
還付又は納入義務の免除を受けようとする額		円	円	円																												
還付又は納入義務の免除を受けようとする理由																																
その他参考となる事由																																

注 この申請書には、宿泊税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付してください。

宿泊税徴収不能額等の還付（納入義務免除）承認（不承認）通知書

第 号

年 月 日

特別徴収義務者

住所又は所在地

氏名又は名称  
並びに代表者名

殿

福岡県

県税事務所長



年 月 日付で申請のあった宿泊税の還付（納入義務の免除）について、下記のとおり決定したので、通知します。なお、福岡県宿泊税条例第9条第3項の規定により、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額を充当することがあります。

施設	名称又は届出番号				
	所在地				
	施設番号				
判定	還付する ・ 納入義務を免除する ・ 還付（納入義務の免除）をしない				
処 分 の 内 容	申告の対象期間		還付（免除） 申請税額	還付（免除） 決定税額	摘 要
	年月日から	年月日まで			
備考 (理由等)					

教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。  
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

宿泊税に係る更正・決定及び加算金決定 通知書  
納額告知書

特別徴収義務者  
住所又は所在地

氏名又は名称

名称又は届出番号

施  
所在地

設 施設番号

地方税法第 条の 第 項の規定により、下記のとおり  
更正・決定したので通知します。

年 月 日

福岡県 県税事務所長 印

指定納期限 年 月 日

申告の 対象期間	区 分	本 税			加 算 金				
		税率	宿 泊 数	税 額	区 分	基本税額	率(%)	金 額	
年 月分	確 定 額				過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額				不申告 加算金	通常 加算		④	
	差 引 額	/		①	重加算金			⑥	
	納入すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)								
	確 定 額				過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額				不申告 加算金	通常 加算		④	
差 引 額	/		①	重加算金			⑥		
納入すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)									
年 月分	確 定 額				過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額				不申告 加算金	通常 加算		④	
	差 引 額	/		①	重加算金			⑥	
	納入すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)								
	確 定 額				過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額				不申告 加算金	通常 加算		④	
差 引 額	/		①	重加算金			⑥		
納入すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)									
合 計	確 定 額				過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額				不申告 加算金	通常 加算		④	
	差 引 額	/		①	重加算金			⑥	
	納入すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)								

この通知書による不足税額等に延滞金を合計した金額を、同封の納入書により指定納期限までに福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局又は福岡県内の県税事務所に納入して下さい。

延滞金について

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法を記載すること。

## 第11号様式（第8条関係）

### 教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。